

30 重税管 第7号
平成30年12月7日

国地方係争処理委員会委員長
富越和厚様

高知市長 岡崎誠也

審査の申出書

国と当市の係争事案について地方自治法第250条の13第2項の規定により次のとおり審査の申出をします。

【当事者】 相手方 財務省

事務所管団体 〒760-0018
高松市天神前2番10号
高松国税局
電話 087-831-3111

申出人 高知市

事務所管課 〒780-8571
高知市本町五丁目1番45号
高知市役所税務管理課
電話 088-823-9420

【事実関係】

- 1 高松国税局は別添物件目録の物件（以下「当該物件」という。）の差押債権者（平成15年3月25日付け、受付番号 号）・財務省の事務所管団体である。
- 2 当市は当該物件の参加差押債権者（平成23年10月27日付け、受付番号 号）である。
- 3 当市は国税徴収法第87条第3項の規定により当該物件について「換価の催告書」（平成30年10月31日付け、30税管 第392号）を換価手続の執行機関となる高松国税局に送付した。併せてもし法律で換価が制限されている等の相当な理由により換価ができない場合は、書面にて回答するよう求めた。
- 4 高松国税局は「差押財産の換価見合せ通知書」（平成30年11月9日付け）を当市に送付した。換価を見合わせる理由は「換価を行う予定がないため」とだけ記載されていた。

- 5 当市は、高松国税局が長期間にわたり当該物件を換価しないことになんら相当な理由はなく、今後も高松国税局において換価をする予定がないものと判断した。当市においては当該物件の換価がされない期間に係る固定資産税滞納が現在も累積中であり、所有法人の滞納額は別添の未納明細書のとおりである。
- 6 当市は地方自治法第 250 条の 13 第 7 項の規定に基づく事前通知書（平成 30 年 11 月 29 日付け 30 税管第 392-2 号）を高松国税局に送付した。しかしながら未だ換価しないことについての相当な理由の回答を受けていない。このためやむなく地方自治法第 250 条の 13 第 2 項の規定により国地方係争処理委員会に対し「差押財産の換価見合せ通知書」（平成 30 年 11 月 9 日付け）に係る審査の申出を行うものである。

【違法性】

- 1 国税徴収法第 89 条第 1 項は差押した財産を国税徴収法の定めるところにより換価しなければならないと規定している。財務省の差押日から 15 年以上も経過しておりこの間に一度も換価手続を経していない。これほど長期の換価の遅延は執行機関としての裁量の範囲を逸脱している。
- 2 滞納者の申立では、換価が遅延している間に高松国税局は当該滞納者に対して国税徴収法第 151 条に規定する換価の猶予によらない長期間の分納を了承しており、現在もこの状態が継続している。
- 3 当市が送付した国税徴収法第 87 条第 3 項の規定に基づく換価の催告書に対する高松国税局の回答には、換価しないことについての相当な理由はなんら記載されておらず、回答していないに等しい。
- 4 国税庁が発した国税徴収法基本通達の第 87 条関係 15 では、換価の催告を受けた場合は法律で換価が制限されているときその他相当な理由により換価ができないときを除き速やかに換価するものとするとしており、相当な理由がないのに「換価を行う予定がないので換価をしない」との高松国税局の見解は法解釈の一貫性を欠くものである。

以上、国税徴収法の各条の趣旨に則った事務が行われているとは言えず、不作為があると言わざるを得ない。

【不当性】

換価手続の遅延により、当市においては固定資産税滞納が現在も累積中であり、滞納額は別添の未納明細書のとおりである。既に当市及び当市市民に多大な損害を与えており、それは現在も進行している。

【添付資料】

- ① 物件目録

- ② 現地案内図
- ③ 登記事項証明書
- ④ 所有法人の未納明細書
- ⑤ 「換価の催告書」写し
- ⑥ 「差押財産の換価見合せ通知書」写し
- ⑦ 地方自治法第 250 条の 13 第 7 項の規定に基づく事前通知 写し

【申立人意見】

当市及び当市市民へのさらなる損害を回避することを最優先としていただきたく、適正な審査をお願いする次第です。

以上